失踪宣告

平成２３年（家）第９４号
本籍仙台市若林区遠見塚２丁目15番地の７、最後の住所仙台市若林区上飯田字山木50番地の７
不在者　菅原　きよ
大正15年７月26日生
平成24年４月11日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１６２号
本籍福島県いわき市川前町上桶売字小久田74番地、最後の住所福島県田村郡都路村大字古道字場々42番地
不在者　菅野ミヨノ
明治38年10月５日生
平成24年４月13日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

平成２３年（家）第２０６１号
本籍北海道札幌市中央区南６条西２丁目６番地、最後の住所不詳
不在者　堀内　龍吉
明治18年12月６日生
平成24年４月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第２４００号
本籍東京都練馬区春日町２丁目27番、最後の住所東京都江東区亀戸５丁目29番25号藤原方
不在者　池上　廣吉
大正５年４月１日生
平成24年４月13日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第４９１１号
本籍茨城県土浦市今泉1497番地４、最後の住所東京都北区浮間４丁目27番11号
不在者　柳澤　繁
昭和24年３月19日生
平成24年４月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第５５０４号
本籍不明、最後の住所東京市赤坂区青山南町５丁目96番地
不在者　阪田　喜
生年月日不明
平成24年４月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２３０９号
東京都中央区築地２丁目15番15号
債務者　藤本商事株式会社
代表者代表取締役　小高　俊彦
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　順一
4　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３号
島根県安来市安来町1293番地　市営糺団地Ａ棟504号
債務者　亡坪内悦次相続財産
相続財産管理人　坪内　正史
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　三朗
4　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時30分
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９６号
富山市愛宕町２丁目５番７号
債務者　有限会社針原吉三郎商店
代表者代表取締役　針原幸治朗
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗本　正貴
4　破産債権の届出期間　平成24年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午前10時
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３６５号
埼玉県三郷市高州１丁目47番２、商業登記簿上の本店所在地東京都港区三田４丁目13番21号
債務者　株式会社ヒロセ
代表者代表取締役　広瀬　宣次
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　修平
4　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８６９号
東京都板橋区大和町47番９号
債務者　株式会社中西商会
代表者代表取締役　遠藤　　純
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大月　雅博
4　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１５２号
東京都中央区銀座２丁目６番５号
債務者　サンピエトロ株式会社
代表者代表取締役　伊藤裕二郎
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１５３号
東京都世田谷区桜新町２丁目６番19―303号
債務者　スカーラ株式会社
代表者代表取締役　伊藤幸治郎
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１５４号
東京都世田谷区桜新町２丁目６―19―303
債務者　伊藤幸治郎
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０２７号
東京都港区芝浦１丁目13番10号　第三東運ビル８階
債務者　株式会社ウララネオン
代表者代表取締役　板野遵三郎
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　智生
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０４５号
東京都江東区富岡２丁目９番11号
債務者　武田印刷株式会社
代表者代表取締役　武田　藤夫
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　漆原　孝明
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２号
群馬県伊勢崎市境292番地２
債務者　シルフ・エコロジー株式会社
代表者代表取締役　長嶋　拓史
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺　　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係